

松戸市情報公開条例 第32条抜粋

令和5年1月1日施行

(審議会等の会議の公開)

第 32 条 審議会等(法律又は条例の定めるところにより実施機関の附属機関として設置される審議会、委員会、協議会等及びこれらに類するものをいう。)は、法令等の規定により公開することができないとされている場合を除き、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、その会議を公開しないことができる。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について審査、審議、調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合